

JHF 更新講習会規程

制定 2004 年 12 月 8 日理事会
改正 2011 年 7 月 12 日理事会
改正 2021 年 9 月 17 日理事会

第 1 条（趣旨）

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下 JHF という）技能証規程総則編 G-2-6-2 に基づき対象となる技能証・認定証の更新時の講習会に関する規程を定める。

第 2 条（目的）

本規程制定の目的は、JHF の技能証・認定証を有する者の知識、技能の維持向上を行うことにより、ひいては JHF フライヤー会員へ安全フライトに関する啓蒙活動を推進することである。

第 3 条（対象技能証・認定証）

対象となる技能証・認定証は下記のとおりとする

- (1) ハンググライディング助教員技能証
- (2) ハンググライディング教員技能証
- (3) パラグライディング助教員技能証
- (4) パラグライディング教員技能証
- (5) パラグライディング教員技能証
- (6) モーターパラグライディング教員技能証
- (7) レスキューパラシュートリパック認定証

第 4 条（講習会）

講習会は下記の種類を定める

- (1) JHF 主催更新講習会 JHF が企画運営する更新講習会
- (2) JHF 公認更新講習会 都道府県連盟または教員検定員が企画運営する更新講習会

第 5 条（受講義務）

第 3 条に定められた技能証・認定証を有する者は、原則として有効期限内に必ず 1 回以上の JHF 主催更新講習会、または JHF 公認更新講習会を受講しなければならない。

第 6 条（受講場所）

更新講習会は全国数箇所以上で毎年開催するものとし、受講場所は受講者が選択できる。

第 7 条（受講証）

教員検定員は受講者に対し、技能証・認定証更新時に必要な受講証を発行する。

第 8 条（講義内容）

講義内容は、JHF 教員・スクール事業委員会、レスキューパラシュートリパック認定証は安全性委員会が作成し、教員検定員が行う。ただし、JHF 理事会が認めた場合、専門知識を有する者を講師として派遣することができる。

第 9 条（更新申請）

技能証・認定証の更新を申請する場合は、該当技能証の更新講習会を受講しておく必要がある。

第 10 条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。

付則

- ・ 本規程の施行は別途定める。
- ・ 本規程の広報は JHF の広報手段をもって行う。
- ・ 2004 年度（2005 年 3 月末日）までに開催される、本規程に定める更新講習会を受講した者は施行後に受講したものとみなす。
- ・ 2011 年 7 月 12 日理事会において第 7 条の改正を行った。
- ・ 2021 年 9 月 17 日理事会において本規程の対象となる技能証・認定証を明記する等の改正を行った。
- ・ 2021 年 9 月 17 日に改正したが規程の記載に誤りがあった。訂正のため 2021 年 12 月 3 日に助教員検定員を削除、2022 年 3 月 11 日に教員検定員を削除した。